

大和市告示第50号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第1条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第5号」を「第4号」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附則第3項第1号及び第2号を次のように改め、同項第3号を削る。

- (1) 令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）の国庫補助について（令和3年7月7日付け厚生労働省発子0707第1号厚生労働事務次官通知）別紙令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱（以下「令和2年度繰越分国保育対策要綱」という。）第3項第2号に規定する環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）であって、令和3年4月1日以降に実施するもの 当該事業を実施するために必要な経費（令和2年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額（ただし、令和2年度に令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）の国庫補助について（令和3年2月26日付け厚生労働省発子0226第1号厚生労働事務次官通知）別紙令和2年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業、保育環境改善等事業、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱第3項第2号に規定する環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）を実施し、当該事業における補助金の交付決定を受けた事業者

については、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める額から当該交付決定の額を控除した額又は当該基準額のいずれか少ない方の額)

ア 利用定員が19人以下の施設 300,000円

イ 利用定員が20人以上59人以下の施設 400,000円

ウ 利用定員が60人以上の施設 500,000円

(2) 令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和4年2月4日付け厚生労働省発子0204第4号厚生労働事務次官通知）別紙令和3年度保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和3年度補正予算分）分）交付要綱第3項第2号①に掲げる新型コロナウイルス感染症対策支援事業であって、令和3年12月1日以降に実施するもの 当該事業を実施するために必要な経費（同要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額

別表第1 保育所等業務効率化推進事業費の項中「令和2年度（令和元年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）（令和元年度補正予算分）分）の国庫補助について（令和2年10月29日付け厚生労働省発子1029第1号厚生労働事務次官通知）別紙令和2年度（令和元年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）（令和元年度補正予算分）分）交付要綱（以下「令和元年度繰越分国保育対策要綱」という。）第3項①から④）」を「令和2年度繰越分国保育対策要綱第3項第3号①から④」に、「令和元年度繰越分国保育対策要綱別表」を「令和2年度繰越分国保育対策要綱別表」に改め、同表特別経常費の項中「民間保育所特別経常費補助金交付要綱（平成16年4月1日）」を「神奈川県民間保育所特別経常費補助金交付要綱（平成12年4月1日）」に改め、同表低年齢児受入対策緊急支援事業費の項から要保護児童保育所受入促進事業費の項までの項中

低年齢児受入対策緊急支援事業費	民間保育所及び認定こども園
民間保育所健康管理体制強化事業費	民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定
要保護児童保育所受入促進事業費	こども園に限る。）

を

低年齢児受入対策緊急支援事業費	民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定
民間保育所健康管理体制強化事業費	こども園に限る。）
要保護児童保育所受入促進事業費	

に

改め、同表一時預かり事業費の項中「2700人」を「2,700人」に、「第1項第1号ア(7)①の表」を「第1項第1号」に、「1,640円」を「2,675円」に、「840円」を「1,875円」に改め、同表都市部における保育所等への賃借料等支援事業費の項中「第2条第5号」を「第2条第8号」に改め、同表利用定員拡大促進事業費の項を削る。

(大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「方の額」の次に「(ただし、次に掲げる補助事業にあつては、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 3歳児受入れ等連携支援事業
- (2) 保育補助者雇上強化事業
- (3) 保育体制強化事業

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱中第1条の規定は公表の日(以下「施行日」という。)から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱別表第1の規定は、令和3年4月1日から適用する。